

国 医 第 2 号
平成 2 8 年 4 月 1 日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療主管部（局）長 殿

宮城県保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

平成 2 8 年 4 月 1 日以降の東日本大震災により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金免除措置の継続について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、本県の全市町村国民健康保険（国民健康保険組合を除く）及び後期高齢者医療制度に係る特定被保険者を対象に、平成 2 6 年 4 月 1 日から一部負担金の免除を実施しているところですが、平成 2 8 年 4 月 1 日以降につきましては下記保険者のみ免除措置を延長することとなりましたので、御承知いただくとともに、貴管内の市町村及び関係機関等へお知らせさせていただきますようお願いします。

なお、免除措置につきましては、保険者により対象となる被保険者が異なることから、問合せ等があった場合には、各保険者に御連絡くださいますようお願いいたします。

記

一部負担金免除を実施する保険者及び担当課、連絡先

石 巻 市	： 保 険 年 金 課	0 2 2 5 - 9 5 - 1 1 1 1
塩 竈 市	： 保 険 年 金 課	0 2 2 - 3 5 5 - 6 5 0 3
気 仙 沼 市	： 保 險 課	0 2 2 6 - 2 2 - 6 6 0 0
名 取 市	： 保 険 年 金 課	0 2 2 - 3 8 4 - 2 1 1 1
多 賀 城 市	： 国 保 年 金 課	0 2 2 - 3 6 8 - 1 1 4 1
松 島 町	： 町 民 福 祉 課	0 2 2 - 3 5 4 - 5 7 0 5
七 ヶ 浜 町	： 町 民 課	0 2 2 - 3 5 7 - 7 4 4 6
女 川 町	： 町 民 課	0 2 2 5 - 5 4 - 3 1 3 1
東 松 島 市	： 市 民 課	0 2 2 5 - 8 2 - 1 1 1 1

※ 上記に記載のない保険者及び後期高齢者医療制度に係る一部負担金免除は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日を持って終了します。

担当：宮城県保健福祉部

国保医療課

[TEL:022-211-2564](tel:022-211-2564) (国保)

[TEL:022-211-2565](tel:022-211-2565) (後期)